随意契約（プロポーザル等を除く）一覧表（総務サービス課分）（令和6年9月分）

別紙3

No.	担当課	問合せ先（直通）	業務名	契約業者名	契約金額（税込）（円）	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の種別	備考
1	総務サービス課	228-2770	職員情報システム及び教職員情報システム改修業務（児童手当制度改正対応）	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	53,963,800	R6.9.2	児童手当について、令和6年10月支給分から、所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、多子加算額の拡充などの制度改正が行われることとなったため、職員情報システム及び教職員情報システムにて新制度に対応した申請・認定や支給が行えるよう改修するものである。既存システム全体の機能を損なうことなく改修するためには、当該システムの設定に係る詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、当該システムの詳細な知識等を有していないことから、重大な設定漏れ等、システム改修及び改修後の運用に支障が生じることが予想される。その場合、本市及び本市学校園で使用する庶務事務システム・人事管理システム・給与管理システム等の職員情報システム及び教職員情報システムを構成する各システムが正常に稼働せず、本市職員及び本市教職員の勤怠管理や給与支給等に多大な影響を及ぼす恐れがある。 以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、当該システムを構築した業者である富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受け、当該システムに係る詳細な知識や技術等を有する富士通Japan株式会社以外にはないため、当該業者への随意契約を行うものである。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号）	1者随契	
2									
3									
4									
5									

6									